

## 津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「新計画」という。）の策定に関し必要な事項を審議するため、津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 費用負担者
- (5) 被保険者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

### (専門部会)

第5条 委員会に、新計画の素案を作成するため専門部会を置く。

2 専門部会は、別表に掲げる課に属する職員のうちから当該所属長の推薦する者を

もって組織する。

- 3 専門部会は、高齢介護課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 高齢介護課地域包括ケアグループグループリーダーは、高齢介護課長を補佐し、高齢介護課長に事故があるとき又は高齢介護課長が欠けたときは、その職務を代理する
- 5 高齢介護課長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 6 専門部会の運営に必要な事項は、高齢介護課長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部	課
市長公室	企画政策課
	危機管理課
総務部	財政課
市民生活部	市民協働課
	人権推進課
健康福祉部	福祉課
	健康推進課
	保険年金課
建設産業部	都市計画課
教育委員会事務局	社会教育課